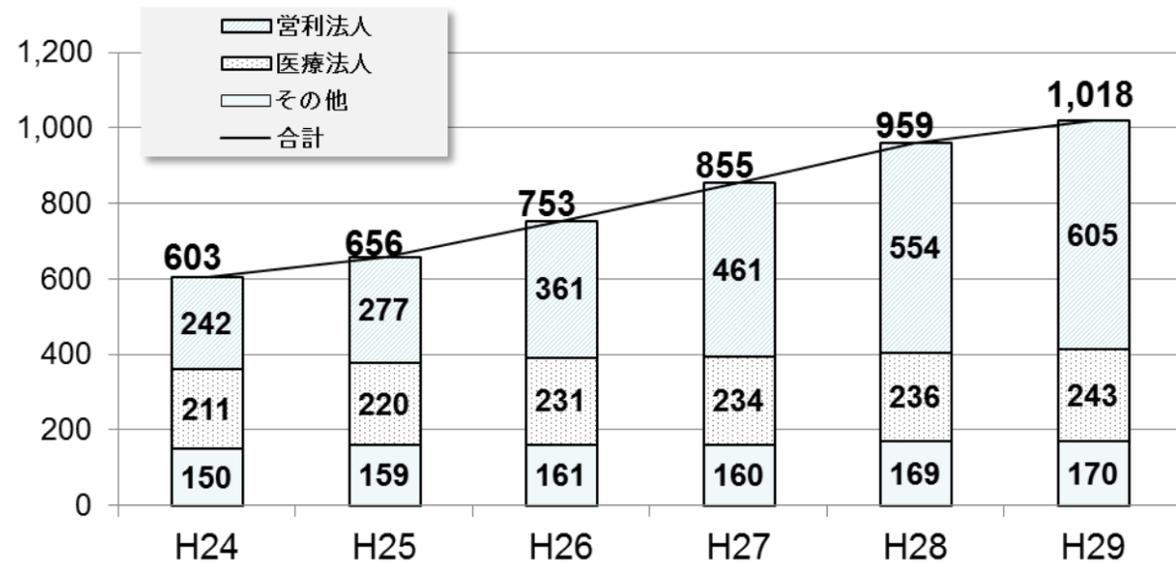


訪問看護の現状について

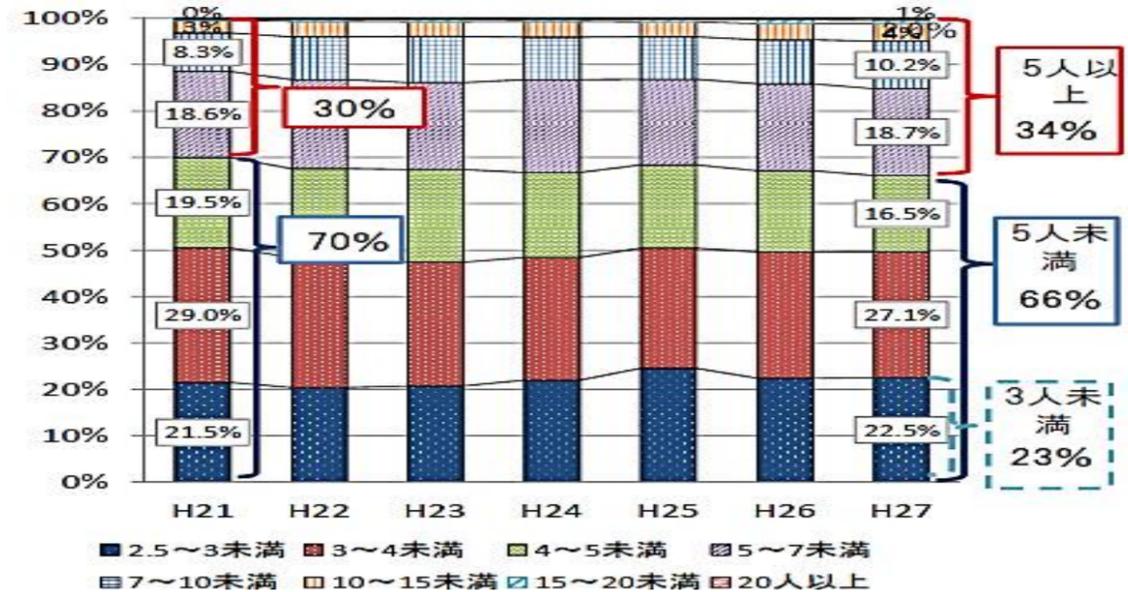
■ 都内の訪問看護ステーション数の推移



(注)各年4月1日現在の訪問看護ステーション数

出典:東京都福祉保健局「居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者の指定について」※八王子市含む

■ 看護職員数別(常勤換算)事業所割合



出典:第142回社会保障審議会 介護給付費分科会(平成29年7月5日)参考資料
「厚生労働省 介護サービス施設・事業所調査(各年10月)特別集計」

○常勤換算5人未満が66%と、小規模が多い

■ 都内訪問看護(予防含む)サービス量の見込

(万回/年)

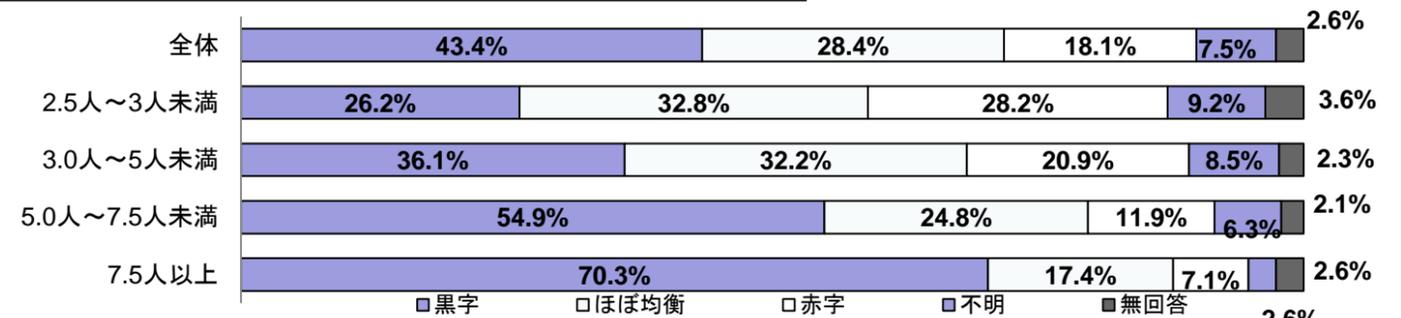
年度	H25	H27	H28	H29	H32	H37
サービス量	417	533	596	665	835	1,056

出典:東京都高齢者保健福祉計画(第6期計画)

※平成25年度は実績値、以降は見込値

○平成37年度には、平成25年度実績の約2.5倍のサービス量の増加が見込まれる

■ 看護職員数(常勤換算)別収支状況



出典:平成24年度厚生労働省老人保健事業推進費補助金「訪問看護の基盤強化に関する調査研究事業」

○規模が大きくなるほど収支は安定する傾向

■ 都内訪問看護ステーション従事看護職員数の推移

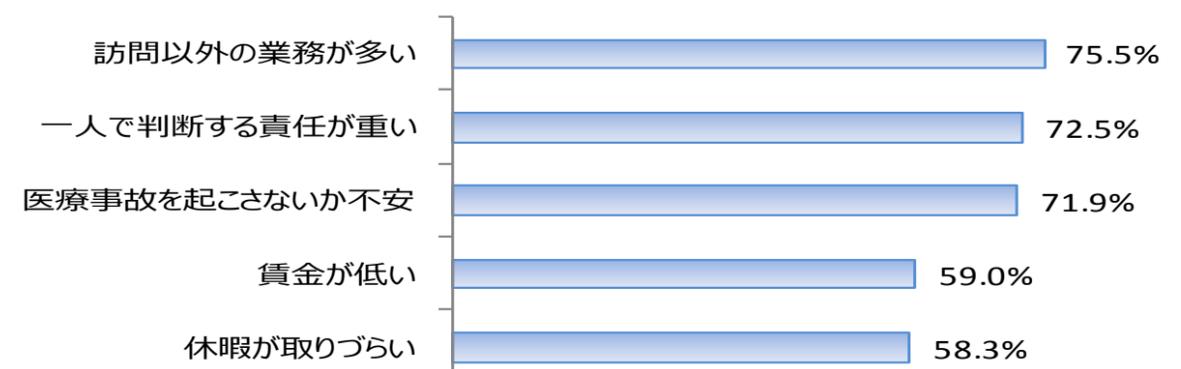
	H20	H22	H24	H26	H28
実人員(A)	2,752人	3,145人	3,514人	4,410人	5,322人
常勤換算(B)	2,306人	2,607人	2,849人	3,620人	4,477人
常勤換算率(B/A)	84%	83%	81%	82%	84%
各年12月現在事業所数(C)	566	633	816	1004	
1事業所あたり常勤換算人員(C/B)	4.6人	4.5人	4.4人	4.5人	

出典:(A)(B)厚生労働省 衛生行政報告例(各年)

(C)東京都福祉保健局「居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者の指定について」※八王子市含む

○1事業所あたりの看護職員の常勤換算数は、ほぼ横ばい

■ 訪問看護業務に関する負担感(上位5項目)



出典:2014年訪問看護実態調査報告書(公益社団法人日本看護協会)

東京都における訪問看護推進施策について

課題

【訪問看護人材確保策の必要性】

- 訪問看護ステーションの数は増えているが、規模は依然として小規模が多い
- 訪問看護へのニーズは今後増加の一途

【訪問看護人材の育成・定着策の必要性】

- 訪問看護師の精神的な負担（業務の質、休暇の取りにくさ等）の払拭に資する教育体制の充実や、勤務環境の向上を図ることの、小規模事業所での限界
- 異業種からの参入、管理者が訪問看護未経験者など、これまでとは違った傾向の事業所が増えている中でのサービスの質の担保

【訪問看護ステーション運営支援の必要性】

- 大規模事業所ほど経営効率等は上がる傾向にあるが、小規模事業所の割合が多い現状
- 休廃止をする事業所の増など、不安定なステーション運営がもたらす利用者への影響の懸念

平成29年度の取組

人材の確保

人材の育成

人材の定着

設置促進・運営支援

地域における教育ステーション事業(H25～)

○認定訪問看護師相当の指導者がいる育成支援できる訪問看護ステーションを「教育ステーション」として都が指定し、地域の訪問看護ステーションから研修生を受け入れ、同行訪問や勉強会を行う等、地域の訪問看護人材を育成支援

訪問看護人材確保事業

〔訪問看護フェスティバルの開催〕
(H25～)
○訪問看護の重要性や魅力をPRするための講演会等の実施

新任訪問看護師就労応援事業

(H28～)
○訪問看護未経験の看護師を雇用・育成する訪問看護ステーションへの育成体制を支援（相談・助言及び給与費等補助）

管理者・指導者育成事業〔管理者・指導者育成研修〕(H25～)

○訪問看護ステーション管理者・指導者向けの研修を実施し、管理者育成と管理者同士のネットワークの構築を支援

訪問看護ステーション代替職員（研修及び産休等）確保支援事業

(H26～)
○看護職が外部研修参加や産休・育休・介休取得時の代替職員雇用経費を補助

認定訪問看護師 資格取得支援事業(H25～)

○訪問看護ステーション看護師の認定看護師資格取得に係る経費を補助

訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業(H26～)

○事務職員未配置の訪問看護ステーションが新たに事務職員を雇用する場合の経費を補助

訪問看護ステーション 設置促進・運営支援事業

(H25～)
○経営コンサルタントによる個別相談会の実施

訪問看護推進部会(H25～)

○東京都在宅療養推進会議の部会として、一体的な在宅療養の推進を検討

平成29年度訪問看護推進総合事業について

■ 訪問看護人材確保育成事業

○地域における訪問看護師育成支援

1 地域における教育ステーション事業【47,226千円 / 13箇所】 ※規模拡大

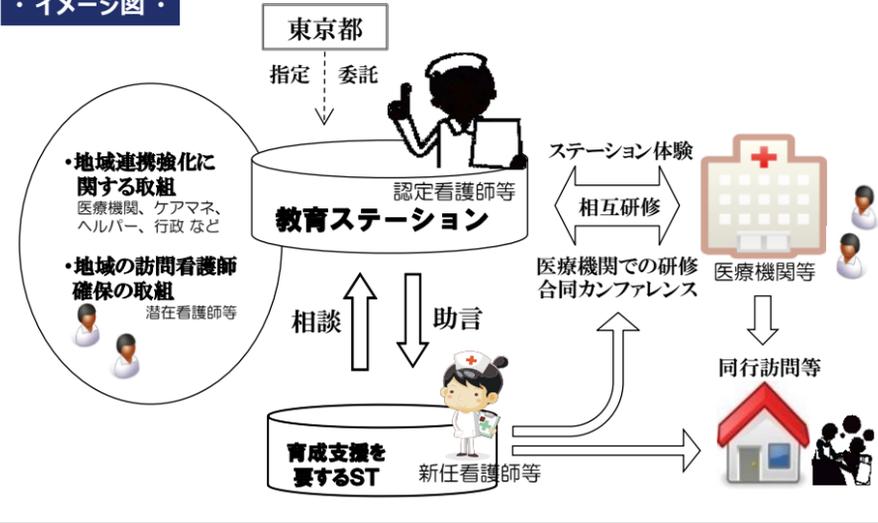
都の指定する『教育ステーション』(※)が、地域の育成支援を要する訪問看護ステーションのニーズに応じた指導・助言等を行うことにより、地域の訪問看護人材の育成等を支援

※ 教育ステーション 認定看護師相当の指導者がいる、育成支援をできる訪問看護ステーション

実施内容

- 訪問看護ステーション体験研修の実施(同行訪問、勉強会等)
- 地域の医療機関と連携した、医療機関における研修の実施
- 地域の訪問看護師確保のための取組
- その他、訪問看護師の育成・定着や地域連携の強化に関する取組

・イメージ図・



○訪問看護のPR・人材の確保

2 訪問看護人材確保事業【6,165千円】

講演会やシンポジウム等により、都民や看護師等に訪問看護の実際や重要性、その魅力をPRし、在宅療養を支える訪問看護の理解促進と人材確保を図る。

★H30.1.13 都庁5F大会議場で、『訪問看護フェスティバル』を開催予定

○管理者・指導者の育成支援

3 管理者・指導者育成事業【7,689千円】

訪問看護ステーションの管理者・指導者を対象に研修を実施。人材育成と安定した事業運営を行える管理者・指導者を育成するとともに、管理者同士のネットワーク構築の推進を図る。

4 認定訪問看護師資格取得支援事業【6,880千円】 ※対象分野拡大

事業所等に対し、認定看護師(訪問看護、皮膚・排泄ケア、認知症看護、緩和ケア)の資格取得を支援。在宅療養における専門的な看護の実践による看護職員の資質向上及び労働意欲の向上を図り、定着の促進、都内訪問看護ステーション全体の質の向上を図る。

補助対象経費[補助率:1/2]

- ・入学金 50千円
- ・授業料 700千円
- ・給与費等 2,105千円
- ・認定審査料 50千円

○中・長期対策を含め多角的・総合的に検討

5 訪問看護推進部会【1,004千円】

東京都在宅療養推進会議の部会として、一体的に在宅療養の推進を検討

■ 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業

6 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業【12,000千円】 ※再構築(旧「訪問看護師勤務環境向上事業(研修代替)」・旧「訪問看護師定着推進事業(産休等代替)」を統合)

一定の条件のもと、常勤の職員が研修受講や産休・育休・介護休業等を取得する際の代替職員の確保に要する経費を助成することで、訪問看護師の勤務環境の向上や定着推進を図る。

- ・補助対象経費[補助率10/10]: 代替職員の給与費(上限3,200円/時)、交通費(上限1,000円/日) ※研修代替のみ
- * 研修代替 … 1ステーションあたり 年間160時間を上限
- * 産休・育休・介護休業代替 … 1人あたり 年間784時間を上限

■ 訪問看護ステーション設置促進・運営支援事業

7 訪問看護ステーション事業開始等支援事業【2,970千円 / 55事業所】

経営コンサルタントによる個別相談会の実施により、訪問看護ステーション運営の安定化・効率化や経営基盤の強化を支援。

■ 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業

8 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業【49,935千円 / 57事業所】 ※対象期間拡大

訪問看護ステーションが、看護職員の事務負担軽減のために新たに事務職員を雇用する場合に、雇用に係る経費を助成することで、看護職員が専門業務に注力できる環境の整備を図る。

- ・補助対象経費[補助率10/10]: 事務職員の給与費(上限960円/時)、交通費(上限800円/日)

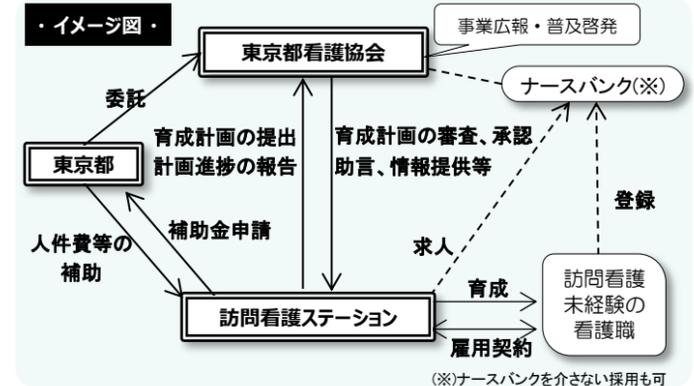
■ 新任訪問看護師就労応援事業

9 新任訪問看護師就労応援事業【66,120千円 / 160人】 ※規模拡大

看護職に対し、訪問看護への理解促進を図るとともに、訪問看護未経験の看護職を雇用し、育成を行う訪問看護ステーションに対し、教育体制の強化を図るための支援策を行うことにより、訪問看護未経験の看護職が不安なく訪問看護分野への就労を選択できる環境を整え、もって、就労を促し、質の高い訪問看護師の確保を図る。

事業内容

- 【委託】 訪問看護師の育成を担う訪問看護ステーションの公募及び審査の実施
- 【委託】 看護職に対する本事業の周知及び訪問看護の理解促進に向けた情報発信
- 【補助】 本事業により訪問看護未経験の看護職を雇用・育成する訪問看護ステーションに対する、人件費等の助成



- ・補助対象経費[補助率:1/2]: 雇用する看護職員の給与費等(上限2,400円/時間) 外部研修受講経費(上限50,000円)
- ・補助対象期間: 雇用開始から2か月間(外部研修受講費は雇用開始から3か月)